

香川県報



第58号

平成18年

7月25日(火曜日)

告示

道路の区域変更及び供用開始
道路の供用開始（二件）

（道路課）
一

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

香川県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月二十五日から同年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多度津停車場線（二百十三号）
- 三 道路の区域

区間	変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡多度津町栄町三丁目六九番一三地先から	七・五	八七	平成十一年香川県告示第六百五十五号で変更
前	九・〇		

仲多度郡多度津町仲ノ町乙二七八番二地先まで	七・五	七五	した区域の一部を不用物件化
後	一・二・〇		
	七・五		
	一六・八	七五	

四 供用開始の期日 平成十八年七月二十五日

香川県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月二十五日から同年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多度津停車場線（二百十三号）
- 三 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡多度津町栄町甲四〇番五地先から	一六・〇	二六〇	平成九年香川県告示第六百四十一号で変更した区域及び
仲多度郡多度津町栄町三一九番三地先まで	三三・〇		平成十五年香川県告示第七百三十三号で変更した区域の一部
仲多度郡多度津町仲ノ町乙二七一番一地先から	一六・〇	七六	
仲多度郡多度津町仲ノ町乙二六三番四地先まで	四五・六		

四 供用開始の期日 平成十八年七月二十五日

香川県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月二十五日から同年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字兼割八九番四地先から さぬき市多和字兼割七三番三地先まで	一八・〇 五二・〇	六四〇	平成九年香 川県告示第 七百九十三 号で変更し た区域の一 部及び平成 十四年香川 県告示第三 十号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十八年七月二十九日